開発許可事務の流れ

開発許可事務の流れの概要は、下図のとおりです。

開発許可事務の流れ図（概要）

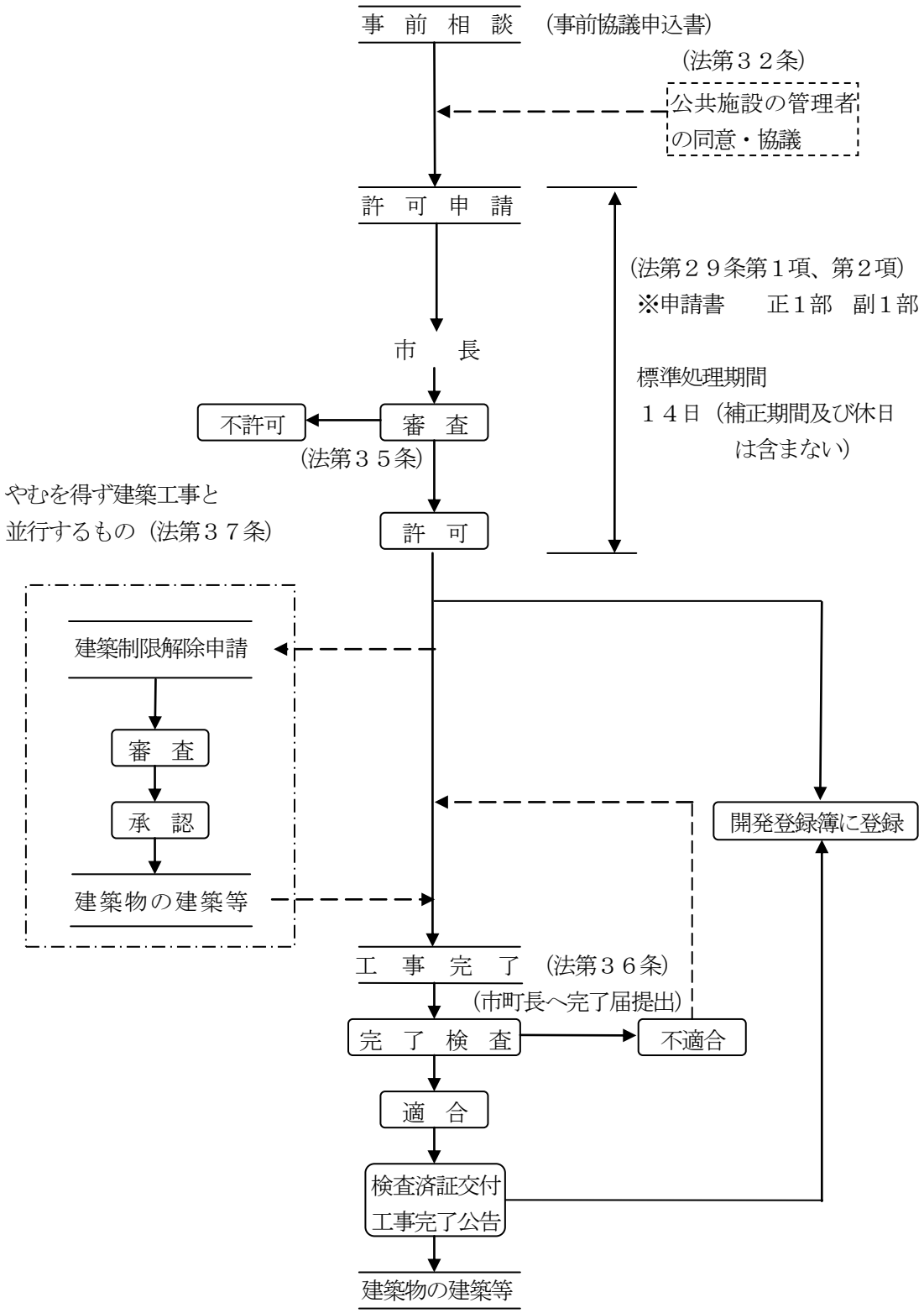

注）建築物の建築等にあたっては、別途、建築基準法に基づく確認を受ける必要があります。

参　考

開発許可事務等の標準処理期間

条　項	種　類	期　間	備　考
都市計画法第２９条第１項、第２項	開発行為の許可	14日	
同３５条の２第１項	開発行為の変更許可	14日	
同３７条第１号	工事完了公告前の建築承認	14日	
同４１条第２項	建築物の特例許可	14日	
同４２条第１項	予定建築物以外の建築等の許可	7日	
同４５条	開発許可に基づく地位の承継の承認	5日	
都市計画法施行規則第６０条	開発行為等に関する証明	7日	

（注）１．上記期間には、不備のある申請の補正をするために要する期間及び休日は含まれていません。